

有害使用済機器品目一覧

- 一 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）
- 二 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
- 三 電気洗濯機及び衣類乾燥機
- 四 テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの
 - イ プラズマ式の物及び液晶式の物【電源として一次電池又は蓄電池を使用しない者に限り、建築物に組み込むことができるように設計した物を除く。】
 - ロ ブラウン管式のもの
- 五 電動ミシン
- 六 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具
- 七 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具
- 八 ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
- 九 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
- 十 フィルムカメラ
- 十一 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶用電気機械器具
- 十二 ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（第二号に掲げるものを除く。）
- 十三 扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（第一号に掲げるものを除く。）
- 十四 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（第三号に掲げるものを除く。）
- 十五 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具
- 十六 ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具
- 十七 電気マッサージ器
- 十八 ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
- 十九 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
- 二十 蛍光灯器具その他の電気照明器具
- 二十一 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
- 二十二 携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具
- 二十三 ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（第四号に掲げるものを除く。）
- 二十四 デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ブイ・ディー・レコーダーその他の映像用電気機械器具
- 二十五 デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具
- 二十六 パーソナルコンピュータ
- 二十七 プリンターその他の印刷用電気機械器具
- 二十八 ディスプレイその他の表示用電気機械器具
- 二十九 電子書籍端末
- 三十 電子時計及び電気時計
- 三十一 電子楽器及び電気楽器
- 三十二 ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具